

下水道で住みよいまちづくり

快適な生活環境の確保と河川の水質汚濁防止を図るため、公共下水道事業・農業集落排水事業・浄化槽の設置整備事業により、家庭から出る汚水の浄化に努めています。

●公共下水道の整備状況

平成29年度末で658・5ヘクタールの区域が、公共下水道を利用できるようになりました。新たに下水道が使用できる区域は主に次のとおりです。
平成30年4月より

- ・石田地区の一部
- ・多功地区の一部
- ・上蒲生地区の一部
- ・下蒲生地区の一部
- ・上梁地区の一部

●農業集落排水処理施設の整備状況

農業集落排水は全地区整備を完了しています。

●接続はお早めに

下水道が使用できる地域は、すみやかに接続をお願いします。
接続するための排水設備の工事は、町指定工事業者に直接お申し込みください。

なお、町指定工事業者については、上下水道課で確認できるほか、町ホームページにも掲載しています。

●下水道を使用される皆さんへのお願い

最近、雨が降った時の下水処理場への流入量が増えています。町の下水道は、汚水専用です。(本郷台団地、ゆづきが丘団地等、一部の地域では雨水専用もあります。)

下水の処理には、ポンプ等沢山の機械を動かすため、雨水の流入は無駄な電気代がかかってしまいます。また、流入量が処理能力を超えた場合は、適正な処理ができません。

雨水が入らないよう次のことをお願いします。

- ・雨ごいの排水は、絶対に接続しないでください。
- ・宅地内ですが破損した時は、早めに修理をしてください。
- ・外流しを使用しないときは、栓をするなどしてください。

●平成30年度整備計画

公共下水道事業は、上三川地区、石田地区、上梁地区等の整備を予定しています。

▼問い合わせ先

- 上下水道課
- 下水道業務係 ☎9167
- 下水道工務係 ☎9144

国民年金への変更手続きは

お済みですか？

会社を退職(失業)された方は
国民年金の届出が必要です！

勤務先を退職(失業)されたときは、厚生年金から国民年金への変更の届出が必要です。

※勤務先を退職(失業)された方に扶養されていた配偶者も、国民年金への変更の届出が必要です。

※退職(失業)して会社員・公務員など厚生年金の被保険者である配偶者に扶養される方は、配偶者の勤務先への届出が必要です。

・手続きに必要なもの：退職日の分かる証明書(離職票、退職証明書など)、マイナンバーが分かるもの(個人番号通知カード、マイナンバーカードなど)もしくは基礎年金番号が分かるもの(年金手帳、日本年金機構が送付した基礎年金番号の分かる書類など)、印かん

・保険料額：国民年金の保険料は毎年度変わります。平成30年度の月額保険料は16,340円です。

20歳になったら国民年金の届出が必要です。

国民年金は、歳をとったときやいざというときの生活を、現役世代みんなで支えようという考えで作られた仕組みです。また、20歳以上60歳未満の方は、国民年金への加入が法律で義務づけられています。

20歳になったら、忘れずに国民年金の加入手続きをしましょう！

▼問い合わせ先

- 保険課 国保年金係 ☎9134
- 宇都宮西年金事務所 ☎028(622)4281

「家庭でできる節電のポイント」照明や電化製品は必要な時だけ使い、使わない場合はこまめにスイッチを切りましょう。

快適で安全な生活を送るため

上・下水道へ接続を

《上水道のスズメ》

水は飲み水としてだけでなく、炊事や洗濯、お風呂、水洗トイレなどで使用するなど、私たちの毎日の暮らしを支えるとても大切なものです。

上三川町の水道は、地下50〜170mのところにある良質な地下水を水源としています。

くみあげられた地下水は、水道水としての安全を確保するため、定期的な水質検査を行い、適切な管理のもとでいつでも安全な水をみなさまにお届けしています。

水は毎日使い続けるものですので、安心・安全な町上水道への加入をおすすめします。

《下水道のスズメ》

下水道は、みなさまの健康で快適な生活を確保するとともに、河川や農業用排水路の水質をきれいに保つためにはなくてはならない施設です。

下水道に接続することにより、河川の水やまちがきれいに なります。

また、放流水はきれいな水質を確保するために毎月検査を行って います。

炊事や洗濯、お風呂、水洗トイレなどの排水は日常生活で必ず発生するものです。

良好な生活環境を保つためにも、町下水道への加入をおすすめ します。

▼問い合わせ先 上下水道課

- 上水道業務係 ☎ 56 9168
- 下水道業務係 ☎ 56 9167
- 上水道工務係 ☎ 56 9169
- 下水道工務係 ☎ 56 9144

上下水道工事は町指定工事業者で

町上水道や下水道（農業集落排水）の宅内工事を行う場合には町指定工事業者に依頼されるようお願いいたします。

新設・改造・撤去・修繕工事などについては指定工事業者以外の者が行うことはできません。指定工事業者以外の者が工事を行いますと無届工事となり、工事のやり直し等さまざまなトラブルが発生しますのでご注意ください。

なお、町指定工事業者については、上下水道課で確認できるほか、町ホームページにも掲載しています。

▼問い合わせ先

- 上下水道課 上水道業務係 ☎ 56 9168
- 下水道業務係 ☎ 56 9167

「水道水 安全 おいしい 金メダル」

6月1日（金）から7日（木）までの1週間は「第60回水道週間」です。

一人ひとりが節水を心がけ、安全で良質な町上水道をご利用ください。

水道料金や水道加入金等については、上下水道課へお問い合わせください。



▼問い合わせ先

- 上下水道課 上水道業務係 ☎ 56 9168

日用品、生活雑貨、作業用品、季節の商品、LPガス、灯油

暮らしの店 海老原善次商店

商品1個から配達します。お気軽にご注文ください。 ☎ 0285-56-2065

ギャラリー & 多目的スペース **やねうら** ご利用を、随時受け付けています。お気軽にお申し込みください。

上三川町上三川4879 FAX 0285-56-0390 URL <http://ebiharashouten.com/>

